

広島県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市東区尾長町大字丸山南平、同区尾長東一丁目、同区尾長東三丁目、同区中山南一丁目、同区東山町一丁目、同区矢賀一丁目、同区矢賀二丁目、同区矢賀三丁目地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第五十七号）で定める事項
区域の名称	表区域の示	区域の名称	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢賀三丁目（四七）	急傾斜地の崩壊	矢賀三丁目（四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢賀二丁目（五一）	急傾斜地の崩壊	矢賀二丁目（五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢賀一丁目（五五）	急傾斜地の崩壊	矢賀一丁目（五五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丸山南平（五六）	急傾斜地の崩壊	丸山南平（五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東三丁目（五七）	急傾斜地の崩壊	尾長東三丁目（五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東三丁目（六〇）	急傾斜地の崩壊	尾長東三丁目（六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
尾長東一丁目（六一）	急傾斜地の崩壊	尾長東一丁目（六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山南一丁目（五五四六―一）	急傾斜地の崩壊	中山南一丁目（五五四六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東山町一丁目（一三二二）	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

矢賀支川（ 九一三）	土石流	次の図のとおり	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%; text-align: center;">           矢賀支川（ 九一三） 土石流 次の図のとおり         </div> <div style="width: 30%;"></div> </div>
矢賀支川（ 九一二）	土石流	次の図のとおり	
尾長（六六〇三）	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。